

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本市長

## 公表日

令和6年9月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による生活保護の決定及び実施</li> <li>生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給</li> <li>生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> <li>生活保護法による進学準備金の支給</li> <li>保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</li> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤レセプト管理システム ⑥医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第23項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第15、16、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、169、170、171、172、173、174条 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42条、43条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第44条、45条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課
②所属長の役職名	保護管理援護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局福祉部保護管理援護課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2299

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	15②	保護管理課課長 田上 和泉	保護管理課課長 渡辺 正博	事後	人事異動に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
平成29年7月31日	14②	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
平成29年7月31日	11②	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
平成29年7月31日	11	平成29年7月31日時点	平成30年7月31日時点		
平成29年7月31日	11	平成29年7月31日時点	平成30年7月31日時点		
令和1年4月28日	15 ②所属長	保護管理課課長 渡辺 正博	保護管理課課長	事後	新様式への変更
令和1年4月28日	15 ④リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年7月30日	11 ②	生活保護法による就労自立給付金の支給	生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給		
令和2年7月30日	11	平成30年7月31日時点	令和2年5月31日時点		
令和2年7月30日	11	平成30年7月31日時点	令和2年5月31日時点		
令和2年7月30日	11	令和2年5月31日時点	令和3年11月30日時点		
令和2年7月30日	11	令和2年5月31日時点	令和3年11月30日時点		
令和2年7月30日	11②	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給 ・医療被験者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療被験者等向け中間サーバー等における本人識別に関する事務 ・医療被験者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月30日	11③	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体統合総合システム ④中間サーバー ⑤レセプトシステム ⑥医療被験者等向け中間サーバー等	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体統合総合システム ④中間サーバー ⑤レセプトシステム ⑥医療被験者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年7月30日	13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月30日	14②	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の2の2、59条の3 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月30日	11	令和3年11月30日時点	令和5年3月2日時点	事後	
令和2年7月30日	11	令和3年11月30日時点	令和5年3月2日時点	事後	
令和2年7月30日	15 ①部署	健康福祉局福祉部保護管理課課長	健康福祉局健康福祉部保護管理課課長	事後	
令和2年7月30日	15 ②連絡先	熊本市健康福祉局福祉部保護管理課課長	熊本市健康福祉局健康福祉部保護管理課課長	事後	
令和2年7月30日	14 ②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第9条 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の2の2、59条の3 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項、第14条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第9条 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の2の2、59条の3 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項、第14条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月31日	13②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第23項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月31日	14②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第9条 別表第二9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の2の2、59条の3 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第28項、第14条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第9条に基き利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第13、14、18、20、22、37、40、42、46、48、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8項に基き利用特定個人情報の提供に関する命令第15、16、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、80、81、98、110、127、134、137、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174条 (情報開示) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8項に基き利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第13、14、18、20、22、37、40、42、46、48、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8項に基き利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第13、14、18、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、80、81、98、110、127、134、137、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174条	事後	法等の改正に伴う変更であったため、重要な変更には該当しない
令和2年7月31日	11	令和5年3月2日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	11	令和5年3月2日時点	令和6年4月1日時点	事後	